

郵便貯金銀行に係る政省令事項説明資料

< 郵政民営化法第 8 章第 3 節関係 >

1	政省令事項一覧	1
2	預入限度額（第 1 0 7 条）	2
3	業務の制限（第 1 1 0 条）	4
4	子会社保有の制限（第 1 1 1 条）	21
5	その他	27

平成 1 8 年 5 月 1 7 日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵政民営化法第 8 章第 3 節における郵便貯金銀行に係る政省令事項

1 政令（今回措置分）

民営化法条文番号	内 容	備 考
第 1 0 7 条第 1 号柱書き	預入限度額規制が適用されない預金等を規定	預入限度額
第 1 0 7 条第 1 号イ	預入限度額を規定（第 1 0 7 条第 2 号又は第 3 号に規定する契約に係る預金等に係るものを除く）	預入限度額
第 1 1 0 条第 1 項第 1 号	銀行法第 1 0 条第 1 項第 1 号に掲げる業務（預金等の受入れ）のうち、郵便貯金銀行が認可を受けなければ営むことができない預金の受入れを規定	業務の制限
第 1 1 0 条第 1 項第 5 号	銀行法第 1 2 条に掲げる業務（法定他業）のうち、郵便貯金銀行が認可を受けることなく営むことができる業務を規定	業務の制限

2 内閣府令・総務省令

民営化法条文番号	内 容	備 考
第 1 1 0 条第 1 項第 4 号ロ	銀行が営むことができる証券業務のうち、「国債証券等」に関して、郵便貯金銀行が認可を受けることなく行える業務における行為を規定	業務の制限
第 1 1 0 条第 1 項第 4 号ハ	銀行が営むことができる証券業務のうち、「証券投資信託受益証券」に関して、郵便貯金銀行が認可を受けることなく行える業務における行為を規定	業務の制限
第 1 1 0 条第 1 項第 6 号	銀行法第 1 0 条第 2 項に掲げる業務のうち、第 1 1 0 条第 1 項第 3 号に規定する業務以外の業務であって、郵便貯金銀行が認可を受けなければ営むことができない業務を規定	業務の制限
第 1 1 1 条第 8 項	金融関連業務を専ら営む会社のうち、郵便貯金銀行が、届出により子会社とすることができる会社の営む業務を規定	子会社保有の制限
第 1 1 2 条第 1 項	郵便貯金銀行が届け出ることなく営業所の設置等を行うことができる場合を規定	その他
第 1 1 6 条第 3 項	郵便貯金銀行の業務報告書等の記載事項等に関し必要な事項を規定	その他
第 1 2 0 条第 1 項第 7 号	郵便貯金銀行が受けたときは届出なければならない「処分」を規定	その他
第 1 2 0 条第 1 項第 8 号	第 1 2 0 条第 1 項第 1 号から第 7 号までに掲げる場合のほか、郵便貯金銀行が届出なければならない場合を規定	その他

預入限度額（民営化法第107条）

○ 民営化前

■ 一般枠（勤労者財産形成貯蓄契約等に係る貯金を除く）

・ 通常郵便貯金	}	1,000万円
・ 積立郵便貯金		
・ 定額郵便貯金		
・ 定期郵便貯金		
・ 教育積立郵便貯金		

■ 財形枠

・ 一般 + 住宅 + 年金の各財形貯金の合計 一般枠の未使用分 + 550万円	
・ 年金財形の内枠	385万円

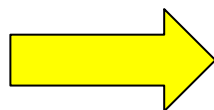
■ 別 枠

・ 住宅積立郵便貯金	50万円
------------	------

■ 預入限度額なし

・ 郵便振替の口座の預り金

基本的な枠組みは同じ



○ 民営化後（新契約分と旧契約分を合算管理）

■ 民営化法第107条第1号（一般枠）（第2号第3号に規定する契約に係る預金等を除く）

・ 新契約分（郵便貯金銀行）	}	政令で定める額 （民営化法第107条第1号イ）
・ 旧契約分（郵貯・簡保管理機構）		

■ 民営化法第107条第2号・第3号（財形枠）

・ 一般 + 住宅 + 年金の各財形預貯金の合計 上記の政令で定める額の未使用分 + 550万円	
・ 年金財形の内枠（旧契約分）	385万円

■ 整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵便貯金法第10条第1項（別枠）

・ 住宅積立郵便貯金（郵貯・簡保管理機構）	50万円
-----------------------	------

■ 預入限度額なし

政令で定める預金等（民営化法第107条第1号柱書き）

■ 民営化後の預入限度額についての基本的考え方

郵政民営化の基本方針（平成１６年９月１０日閣議決定）

４．移行期・準備期のあり方

（１）移行期のあり方

（ウ）郵便貯金及び郵便保険事業の経営

- ・ 郵便貯金及び郵便保険事業は、当面、限度額を現行水準（１千万円）に維持する。その際、貯金及び保険は、預金者、被保険者ごとに新契約と旧契約とを合算して管理する。

■ 今回の政令で規定する内容

- 政令で定める額（民営化法第１０７条第１号イ）

「郵政民営化の基本方針」に基づき、「１千万円」とする。

- 政令で定める預金等（民営化法第１０７条第１号柱書き）

郵便振替の口座の預り金と同様の機能を持つ預金として、預金保険法第５１条の２第１項に掲げる「**決済サービスを提供できること、要求払い、無利息の３要件の全てを充たす預金**」を規定。

業務の制限（民営化法第 110 条）

- 郵便貯金銀行が、主務大臣の認可を受けなければ営むことができない業務は、以下の通り。

主務大臣の認可に当たっては、郵政民営化委員会の意見聴取を経る必要がある。

		銀行法との対応
第 1 号	預金又は定期積金等の受入れ（銀行法第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる業務）のうち、 <u>政令で定める業務</u> 。	銀行法第 10 条第 1 項第 1 号
第 2 号	資金の貸付け又は手形の割引（銀行法第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる業務）のうち、民営化法で定める 6 つの貸付け以外の資金の貸付け及び手形の割引。	銀行法第 10 条第 1 項第 2 号
第 3 号	銀行法第 10 条第 2 項第 1 号、第 5 号の 2、第 6 号、第 7 号、第 12 号、第 13 号及び第 15 号から第 17 号までに掲げる業務。	銀行法第 10 条第 2 項
第 4 号	銀行が営むことができる証券業務のうち、国債証券等又は証券投資信託受益証券に係る有価証券の募集の取扱いその他の <u>内閣府令・総務省令で定める行為</u> を行う業務以外の業務。	銀行法第 11 条 等
第 5 号	他の法律の規定により銀行が営むことができる業務のうち、 <u>政令で定めるもの</u> 以外の業務。	銀行法第 12 条
第 6 号	前各号に掲げるもののほか、 <u>内閣府令・総務省令で定める業務</u> 。	銀行法第 10 条第 2 項

（注）今回定める必要がある政省令に、下線を付している。

郵便貯金銀行の業務の制限に係る政令、内閣府令・総務省令の策定にあたっての基本的な考え方

■ 日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画の作成指示（平成18年1月25日）

郵政民営化法（平成17年法律第97号。以下「法」という。）・・・法第163条第1項の規定に基づき、日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）の作成について、下記のとおり指示する。

記

- 1 法第163条第1項に規定する内閣府令・総務省令の定めるところに従い、実施計画を作成すること。

なお、法第166条第1項の規定による承継の時ににおける郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務の範囲は、日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、別途、法令により規定する予定であるので、これを前提に実施計画を作成すること。

■ 平成17年7月19日 参議院・郵政民営化に関する特別委員会における竹中大臣答弁

御指摘のように、日本郵政公社のその業務の範囲からスタートをするということを考えているわけですが、ここでそのスタート時点での公社と同様の業務範囲といいますのは、制度設計上の基本的なコンセプトは公社と同じにすると、そのように御理解をいただきたいと思います。

と申しますのは、民間企業を監督する業法である銀行法、その銀行法の下で今度は事業を営むわけですが、銀行法における業務規定の仕方が非常に概括的なものであるわけですが、これは民間ですから、そんなにぎりぎり縛っていない、概括的なものなわけですが、郵便貯金法等々は官業でございますので、これは限定列挙で非常に細かに規定をしております。このような規定ぶりの違いというある種の技術的な問題がございますので、民営化前後の業務範囲が寸分たがわず全く同じだということは必ずしもそうならないかもしれないわけですが、しかし基本的なコンセプトとしては、運用対象を含めまして業務範囲は公社と同じにすること、これは具体的には政省令で定めるということにしております。

お尋ねの趣旨は、同じかということでございますので、基本コンセプトは同じである、ただし法律の立て方が少し違いますので、寸分たがわずということではない、しかし基本的なコンセプトは同じだということでございます。

民営化法第 110 条第 1 項第 1 号

- 政令で定める業務を営むには、認可が必要。

「外貨預金の受入れ」及び「譲渡性預金の受入れ」を規定。

民営化法第 110 条第 1 項第 2 号 (民営化法に規定)

- 以下に掲げるものの以外の資金の貸付け及び手形の割引を営むには、認可が必要。

預金者等に対する預金等担保貸付け	公社法第 41 条第 1 号 (郵便貯金法第 64 条)
国債証券等担保貸付け	公社法第 41 条第 3 号 (日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第 12 条)
地方公共団体向け貸付け	公社法第 41 条第 2 号 (郵便貯金法第 69 条)
コール資金の貸付け	公社法第 41 条第 9 号の 2、第 44 条第 2 号
他の民営化会社向け貸付け	公社法第 41 条第 11 号、第 12 号
郵貯・簡保管理機構向け貸付け	旧契約分の管理等に必要な資金の融通

民営化法第 1 1 0 条第 1 項第 3 号（民営化法に規定）

- 銀行法第 1 0 条第 2 項に規定する以下の業務を営むには、認可が必要。

第 1 号	債務の保証又は手形の引受け
第 5 号の 2	特定目的会社が発行する特定社債等の引受け（売出し目的のものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い
第 6 号	有価証券の私募の取扱い
第 7 号	地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
第 1 2 号	取引所金融先物取引等
第 1 3 号	金融先物取引の受託等
第 1 5 号	金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
第 1 6 号	有価証券店頭デリバティブ取引
第 1 7 号	有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

民営化法第 110 条第 1 項第 4 号

- 内閣府令・総務省令で定める行為（以下に掲げる行為）を行う業務以外の業務を営むには、認可が必要。

○ <u>国債・地方債・政府保証債</u>に関する次の行為 1 有価証券の募集の取扱い 2 郵便貯金銀行又は旧公社における募集の取扱いにより、国債証券等 を取得した者等からの買取り 3 有価証券の元引受け	日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律 第 4 条・第 11 条・第 18 条
○ <u>証券投資信託受益証券</u>に関する次の行為 1 有価証券の募集の取扱い 2 郵便貯金銀行又は旧公社における募集の取扱いにより、証券投資信 託受益証券を取得した者等からの買取り	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律 第 3 条第 1 号・第 2 号

（注）郵便貯金銀行には、民営化法第 99 条第 1 項において、証券業務のみなし登録を措置。

民営化法第 110 条第 1 項第 5 号

- 政令で定めるもの（以下に掲げる業務）以外の業務を営むには、認可が必要。

当せん金付証票（宝くじ）の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務（受託銀行等の再委託を受けて行うものに限る）	公社法第 19 条第 2 項第 11 号
国民年金基金への加入の申出の受理に関する業務	公社法第 19 条第 2 項第 12 号の 2
郵便保険会社を所属保険会社等として行う保険募集（注 1） （募集対象は、郵便保険会社が民営化当初に引き受けることができる保険に限る）	公社法第 19 条第 1 項第 5 号
確定拠出年金運営管理業（個人型年金に係るものに限る）（注 2）	公社法第 19 条第 2 項第 7 号
国民年金基金連合会からの個人型年金に係る業務の受託	公社法第 19 条第 2 項第 15 号

（注 1）平成 19 年 10 月時点においては、郵便貯金銀行が販売できる保険商品は、保険業法により、制限されている。

（注 2）郵便貯金銀行には、民営化法第 100 条第 1 項において、確定拠出年金運営管理業のみなし登録を措置。

民営化法第 110 条第 1 項第 6 号

1 有価証券の売買（銀行法第 10 条第 2 項第 2 号）

- 有価証券の売買のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる有価証券の売買以外の業務を営むには、認可が必要。

A 国債証券（標準物を含む。）（注 2）	公社法第 41 条第 4 号イ 公社法第 44 条第 1 号
B 地方債証券（注 2）	公社法第 41 条第 4 号ハ
C 特別の法律により法人の発行する債券のうち、以下のもの。 政府保証債 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人の発行する債券 特別の法律により設立された法人（の法人を除く。）であって、国、地方公共団体及びの法人以外の者の出資のないもののうち、特別の法律により債券を発行することができるものの発行する債券（注 2） 金融債（注 3）	公社法第 41 条第 4 号チ 公社法第 41 条第 4 号ロ 公社法第 41 条第 4 号ニ 公社法第 41 条第 4 号ホ
D 特定社債券（注 3）	公社法第 41 条第 4 号ト
E 社債券（注 3）	公社法第 41 条第 4 号ヘ
F 貸付信託の受益証券（注 2・3）	公社法第 41 条第 4 号ヌ
G 外国債のうち、以下のもの。（注 3） 外国国債証券（標準物を含む。） 外国の地方公共団体の発行する債券 国際機関の発行する債券 外国の特別の法令により設立された法人の発行する債券 外国の政府・地方公共団体・特別の法令により設立された法人又は国際機関が元本の償還及び利息の支払について保証している債券（に該当するものを除く。） 証券取引所（外国の証券取引所を含む。）に上場されている株式又は債券の発行法人が発行する債券（に該当するものを除く。）	公社法第 41 条第 4 号リ 同上 同上 同上 同上 同上

(注1) 上記に掲げる有価証券に表示されるべき権利は、これについて当該有価証券が発行されていない場合においても、これを当該有価証券とみなして本規定を適用する。

(注2) 上記に掲げる有価証券の発行者からの購入については、国債・地方債・勤労者財産形成促進法施行令第40条第2号に規定する雇用・能力開発債券等又は貸付信託の受益証券を購入する場合に限る。(公社法第42条第1項)

民営化法第110条第1項第2号において、「地方公共団体への貸付」を認可を受けることなく営むことができる業務としたことを踏まえ、同様の経済効果を有する「地方債証券を地方公共団体から直接購入すること」についても、認可を受けることなく営むことができる業務とする。

(注3) 現在の公社には、資金運用に関して、以下のような規制(下線部)が課されている。

運用方針全体 (公社法第42条第2項～第5項)

公社が金融債、社債、特定社債、外国債又は貸付信託の受益証券(次項及び第五項において「金融債等」という。)に運用する郵便貯金資金の額は、それぞれ、郵便貯金資金の総額の百分の二十に相当する額を超えてはならない。

公社は、郵便貯金資金を金融債等に運用する場合には、それぞれ、一の法人の発行する金融債等の十分の五又は一の法人の一回に発行する金融債等の十分の六を超える割合(外国政府等の発行する外国債その他政令で定める外国債に運用する場合にあっては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)の金融債等を取得してはならない。

前項の場合において、簡易生命保険資金の金融債に運用する額があるときは、その額を郵便貯金資金の金融債に運用する額に合算し、その合算額につき、同項の規定を適用するものとする。

公社が郵便貯金資金をもって取得する金融債等は、それぞれ、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、公社以外の者

の取得に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

特定社債（公社法施行令第21条）

取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権のみを定める資産流動化計画に従い発行する特定社債

取得する特定資産として三百個以上の指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを定める資産流動化計画に従い発行される特定社債

特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であって、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入れの借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるもののうち、証券取引所に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）

社債・外国債（公社法施行令第20条・第22条第3号）

貸借対照表上の純資産額が15億円以上の法人の発行するもの。

これらの規制は、

- ・ 国に準ずる公社が、国以外の者との関係において、資金運用に係るリスクの負担割合を一定以下にするもの
- ・ 国が郵便貯金に係る企画・立案を行うことに加え、経営について一定の関与を行う立場から、資金運用の安全性に関するコミットとして行っているもの

であることから、民営化に際して、廃止することとする。

なお、公社における資金運用計画に関する総務大臣認可等の規制も民営化に際して、同様の観点から廃止されている。

一方、郵便貯金銀行は、郵貯・簡保管理機構との契約上の義務として、

- ・ 郵貯・簡保管理機構から受入れた旧郵便貯金見合いの預金の額を上回る安全資産を保有すること、
- ・ 移行期間中、事業年度ごとに、郵貯・簡保管理機構に対して資産運用の見通し等を報告し、郵貯・簡保管理機構はこれを公表すること、

の2つが求められている。(民営化法第162条第3項第4号～第6号)。

2 有価証券店頭デリバティブ取引等(銀行法第10条第2項第2号)

○ 有価証券店頭デリバティブ取引

- 有価証券店頭デリバティブ取引(有価証券先渡取引を除く。)のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる取引以外の業務を営むには、認可が必要。

債券の売買取引において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であって、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買取引の契約が解除されるもの(外国で行われる売買取引に係るものを除く。)の取得又は付与	公社法第41条第7号 (公社法施行令第24条第2号)
--	---------------------------------

○ 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引

- 有価証券指数等先物取引及び外国市場証券先物取引を営むには、認可が必要。

○ 有価証券オプション取引

- 有価証券オプション取引のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる取引以外の業務を営むには、認可が必要。

証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買取引を成立させることができる権利の取得又は付与	公社法第41条第7号 （公社法施行令第24条第1号）
--	-------------------------------

3 有価証券の貸付け（銀行法第10条第2項第3号）

- 有価証券の貸付けのうち、上記1表（P10）中、A（標準物除く。）・B・C（～）・E・G（標準物除く。）に掲げる有価証券の以下の法人に対する貸付け以外の業務を営むには、認可が必要。（公社法第41条第6号）

銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫・全国を地区とする信用金庫連合会・証券会社・証券金融会社・外国証券会社

4 金銭債権の取得又は譲渡（銀行法第10条第2項第5号）

- 金銭債権の取得又は譲渡のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

譲渡性預金の預金証書の取得又は譲渡	公社法第41条第5号
コマーシャル・ペーパーの取得又は譲渡	公社法第41条第4号ル・ヲ
金融等デリバティブ取引のうち、下記9に掲げる取引に係る権利を表示する証券又は証券の取得又は譲渡	公社法第41条第8号・第9号
信託の受益権（郵便貯金銀行が保有する資産の信託会社（免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への信託に係るものに限る。）の取得。ただし、運用方法を特定する信託の受益権を取得する場合にあっては、次に掲げる方法により運用する信託に係るものに限る。 （1）郵便貯金銀行が民営化当初から認可なく営める業務における運用の方法 （上記1・2・3・4（～）下記5・9において民営化当初から認可なく営むことができることとされている業務における運用の方法、コール資金の貸付け（法110 二）金融機関への預金） （2）投資顧問業者との投資一任契約（投資判断の全部を一任することを内容とするものに限る。）の締結	公社法第41条第10号

5 短期社債等の取得又は譲渡（銀行法第10条第2項第5号の3）

- 短期社債等の取得又は譲渡のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

銀行法第10条第3項第1号から第6号までに掲げるものの取得又は譲渡 （短期社債（保険会社の発行するものを含む）短期商工債券、全国を地区とする信用金庫連合会の発行する短期債券、特定短期社債、短期農林債券）	公社法第41条第4号ホ・ヘ・ト
銀行法第10条第3項第7号に掲げるもの（上記1表（P10）中、G～に限る。）の取得又は譲渡	公社法第41条第4号リ

6 銀行その他金融業を行う者の業務の代理又は媒介（銀行法第10条第2項第8号）

- 銀行その他金融業を行う者の業務の代理のうち、以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

国民生活金融公庫からの委託を受けて行う小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務	公社法第19条第2項第12号
沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務	公社法第19条第2項第13号

7 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り（銀行法第10条第2項第10号）

- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預りのうち、以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

郵便貯金銀行又は旧公社における有価証券の募集の取扱いにより国債証券等 を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人からの保護預り	日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第5条
郵便貯金銀行又は旧公社における有価証券の募集の取扱いにより証券投資信託 受益証券を取得した者若しくはその相続人その他の一般承継人からの保護 預り	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第3条 第1号・第2号

8 振替業（銀行法第10条第2項第10号の2）

- 振替業のうち、以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

国債証券等に係る振替業	日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第9条
証券投資信託受益証券に係る振替業	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第3条 第1号・第2号

9 金融等デリバティブ取引(銀行法第10条第2項第14号)

- 金融等デリバティブ取引のうち、投資の目的をもってする以下に掲げる取引以外の業務を営むには、認可が必要。

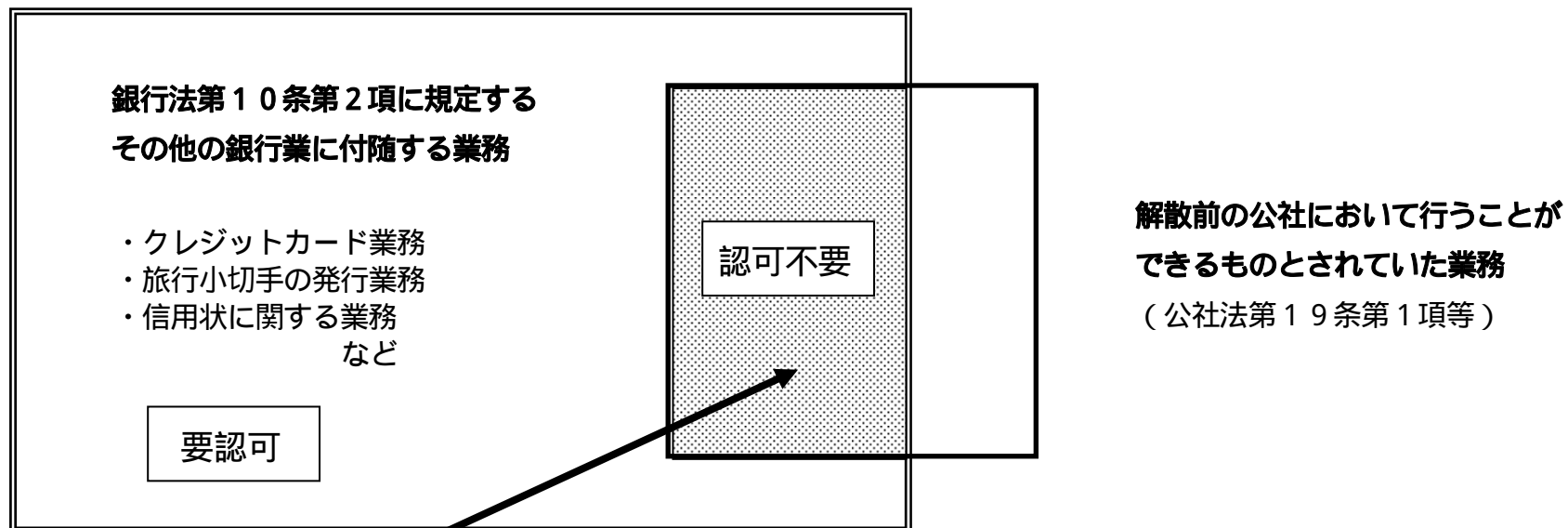
先物外国為替(外国通貨をもって表示される支払手段であって、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(次に掲げる取引に該当するものを除く。))の対象となるものをいう。) の売買 (1) 金融先物取引法第2条第2項に規定する取引所金融先物取引(同項第1号に掲げる取引に係るものに限る。) (2) 金融先物取引法第2条第3項に規定する海外金融先物市場において行われる(1)に掲げる取引と類似の取引	公社法第41条第8号
通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもって表示される支払手段の売買取引((1)及び(2)に掲げる取引に該当するものを除く。))の取得又は付与	公社法第41条第9号

10 その他の銀行業に付随する業務（銀行法第10条第2項柱書き）

- その他の銀行業に付随する業務のうち、以下に掲げる業務以外の業務を営むには、認可が必要。

公社法第19条第1項等により、解散前の公社において行うことができるものとされていた業務のうち、銀行法第10条第2項に規定するその他の銀行業に付随する業務に該当するものを行う業務	・ 公社法第19条第1項、第2項 ・ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第3条
--	---

**解散前の公社において行うことができるものとされていた業務のうち、銀行法
第10条第2項に規定するその他の銀行業に付随する業務に該当する業務について**



- ・ 余剰スペースを活用した場所貸し
- ・ 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
- ・ 通帳・ATM等の余剰スペースを活用した広告宣伝

などが現時点での想定。

- 本条項に関して、「透明性」を確保するため、以下の対応を取ることにする。

(1) 民営化時に実施するものについては、承継計画に記載する。

(2) 民営化後に行おうとするときは、予め、内容を定めて主務大臣に届出させる(民営化法第120条第1項第8号により速やかに民営化委員会に通知される)(届出事項：P31・項目25参照)

子会社保有の制限（民営化法第111条）

銀行法上、銀行が子会社として保有することができる会社（要約）	民営化法
1 銀行	×
2 長期信用銀行	×
3 証券専門会社	認 可
4 証券仲介専門会社	認 可
5 保険会社	認 可
6 少額短期保険業者	認 可
7 信託専門会社	認 可
8 銀行業を営む外国の会社	×
9 証券業を営む外国の会社	認 可
10 保険業を営む外国の会社	認 可
11 信託業を営む外国の会社	認 可
12 従属業務を専ら営む会社 ・ 主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるもの ・ それ以外	届 出（参考） 認 可
13 金融関連業務を専ら営む会社 ・ 銀行法施行規則第17条の4の2に掲げる業務のうち、 <u>内閣府令・総務省令で定める業務</u> を専ら営む会社 ・ それ以外	届 出 認 可
14 新たな事業分野を開拓する会社	届 出（参考）
15 上記に掲げる会社のみを子会社とする持株会社	認 可

（注）×印は、子会社として保有できないもの。（民営化法第111条第6項に規定）

民営化法第 1 1 1 条第 8 項

■ 内閣府令・総務省令で定める業務

郵便貯金銀行に対する業務範囲規制等の民営化法上の規制の観点から問題ないと認められる以下に掲げる業務を専ら営む会社については、銀行法施行規則第 1 7 条の 4 の 2 に掲げる業務の区分に従って、届出により子会社として保有することができることとする。

* 民営化法第 1 1 1 条第 8 項

8 第一項から第三項までの「子会社対象金融機関等」とは、銀行法第十六条の二第一項第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで又は第十三号に掲げる会社（従属業務（同条第二項第一号に掲げる従属業務をいう。）を専ら営む会社（主として郵便貯金銀行の営む業務のためにその業務を営んでいるものに限る。）及び同条第四項に規定する内閣府令で定めるもの（内閣府令・総務省令で定めるものに限る。）を専ら営む会社を除く。）をいう。

金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務（銀行法施行規則第 1 7 条の 3 第 2 項第 1 6 号）

個人の財産形成に関する相談に応ずる業務（銀行法施行規則第 1 7 条の 3 第 2 項第 1 7 号）

上記各業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

銀行法施行規則第 1 7 条の 4 の 2 に掲げる業務（要約）

- 1 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫（連合会含む）の業務（下記 4 に掲げる業務を除く）の代理又は媒介
- 2 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、又は農林中央金庫の業務の代理又は媒介（貯金の受入れ、資金の貸付け又は手形の割引に限る。）
- 3 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。）
- 4 信託契約代理業

5	信託受益権販売業
6	信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項第3号から第7号までに掲げる業務を受託する契約の代理又は媒介
7	金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介であって業として行うもの（上記1から3に掲げるものを除く）
8	銀行法第10条第2項に規定する業務（銀行その他金融業を行う者の代理業務、証券業務等を除く。）
9	債権管理回収業、特定金銭債務の管理又は回収を行う業務、これらに付随する業務
10	確定拠出年金運営管理業、加入の申出の受理、住所・氏名等の届出の受理、積立金の管理、積立金の運用に関する契約に係る預金通帳の保管に関する事務等を行う業務
11	保険募集のうち次に掲げるもの イ 登録を受けた生命保険募集人としてその所属保険会社のために行う住宅関連信用生命保険契約、個人年金保険契約、財形保険契約の締結の代理又は媒介 ロ 登録を受けた損害保険代理店としてその所属保険会社のために行う住宅関連長期火災保険等契約、住宅関連債務返済支援保険契約、海外旅行傷害保険契約、年金払積立傷害保険契約、財形傷害保険契約の締結の代理又は媒介 ハ 登録を受けた保険仲立人として行う住宅関連信用生命保険契約、個人年金保険契約、財形保険契約、住宅関連長期火災保険等契約、住宅関連債務返済支援保険契約、海外旅行傷害保険契約、年金払積立傷害保険契約、財形傷害保険契約の締結の媒介であって生命保険募集人及び損害保険代理店がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの
12	抵当証券業
13	商品投資販売業
14	商品投資顧問業
15	証券等を利用者に交付し又は付与し、当該利用者がその証券等と引換えに、又はそれを提示し若しくは通知して特定の販売業者又は役務提供事業者から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けたときは、当該利用者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を受領し、当該販売業者又は当該役務提供事業者に当該金額を交付する業務
16	利用者が証券等を利用することなく特定の販売業者又は役務提供事業者からの商品若しくは権利の購入又は役務の提供を条件として、当該販売業者又は当該役務提供事業者から当該商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対価に相当する額を交付し、当該利用者から当該金額を受領する業務
17	自家発行型前払式証券を発行する業務若しくは第三者発行型前払式証券を発行する業務又はこれらの証券を販売する業務
18	販売業者等から商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受けることができる金額又は数量の情報を、利用者から当該金額又は数量に応ずる対価を得て、電気通信回線に接続している自らの使用に係る電子計算機に記録し、又は当該利用者の使用に係る電子計算機に送信し、当該利用者が当該販売業者等から商品若しくは権利を購入し又は役務の提供を受けた場合に、これに応ずる金銭を当該販売業者等に交付する業務
19	リース物品等を使用させる業務（次に掲げる要件をすべて満たす契約に基づいて、金融庁長官が定める基準により主として当該業務が行われる場合に限る。） イ 使用開始日以後又は使用開始日から一定期間を経過した後当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。 ロ 使用期間において、リース物品等の取得価額から使用期間が満了した後における当該リース物品等の見積残存価額を控除した額並びに利子、固定資産税、保険料及び手数料の額を対価として受領することを内容とするものであること。

	ハ 使用期間が満了した後、リース物品等の所有権その他の権利が相手方に移転する旨の定めがないこと。
20	次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務 イ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。 ロ 当該会社の発行する社債（短期社債を除く。）を取得すること。 ハ イ又はロに掲げる行為を行うことを目的とする組合契約又は投資事業有限責任組合契約を締結すること。
21	投資信託委託業及び投資法人資産運用業
22	投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
23	他の事業者の経営に関する相談に応ずる業務
24	金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務
25	個人の財産形成に関する相談に応ずる業務
26	主として銀行持株会社等、子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者の財務に関するデータの処理を行う業務、及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務
27	主として銀行持株会社等、子会社対象会社に該当する会社その他金融庁長官の定める金融機関の業務又は事業者の財務に関する電子計算機のプログラムの作成若しくは販売を行う業務及び計算受託業務
28	確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務
29	その他 1 から 28 までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める以下の業務 信用状の発行を行う業務 旅行小切手の発行を行う業務 地金銀の売買を行う業務 社債等登録法第 2 条に規定する登録機関の行う業務 当せん金付証券法第 6 条第 1 項の規定による事務の委託を受けた銀行から委託を受けて行う当該事務に係る業務 金銭債権の取得又は譲渡の代理、取次ぎ又は媒介を行う業務 地金銀の売買の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務 前各号に掲げる業務に附帯する業務
30	上記に掲げる業務に附帯する業務（上記に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

参 考

■ 従属業務を専ら営む子会社のうち、主として郵便貯金銀行の営む業務のために以下の業務を営む会社

郵便貯金銀行は、従属業務を専ら営む子会社のうち、主として郵便貯金銀行の営む業務のために以下の業務を営む会社については、届出のみで子会社として保有することができる。(民営化法第 1 1 1 条第 8 項)

○ 各業務(要約)につき、郵便貯金銀行からの収入額の総収入額に占める割合が、1 0 0 分の 5 0 を下回らないもの。

- 1 他の事業者のための不動産の賃貸又は他の事業者の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 2 他の事業者の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 3 他の事業者の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 4 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 5 他の事業者の業務に関する広告又は宣伝を行う業務
- 6 他の事業者のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務
- 7 他の事業者の業務に関し必要となる調査又は情報の提供を行う業務
- 8 他の事業者の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務
- 9 他の事業者の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う葉書又は封書の作成又は発送を行う業務
- 10 他の事業者の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価、当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務
- 11 他の事業者の行う資金の貸付け(住宅の購入に必要な資金の貸付けその他の消費者に対する資金の貸付けに限る。) に関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに関し必要となる事務を行う業務
- 12 他の事業者の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務
- 13 他の事業者の事務に係る計算を行う業務
- 14 他の事業者の事務に係る文書、証票その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

- 15 他の事業者と当該他の事業者の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務
- 16 労働者派遣事業又は職業紹介事業
- 17 他の事業者のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）
- 18 他の事業者の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務
- 19 他の事業者の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（20 及び 21 に該当するものを除く。）
- 20 他の事業者の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務
- 21 他の事業者の主要な取引先との間で当該他の事業者の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務
- 22 他の事業者のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務
- 23 自らを子会社とする保険会社のために投資を行う業務
- 24 自らを子会社とする銀行、その子会社である銀行、長期信用銀行又は保険会社（以下「親銀行等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下「買取会社」という。）が当該親銀行等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親銀行等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となっている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務
- 25 その他上記 1 から 24 までに掲げる業務に準ずるものとして金融庁長官が定める業務
- 26 上記に掲げる業務に附帯する業務（上記に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

■ 新たな事業分野を開拓する会社

郵便貯金銀行は、新たな事業分野を開拓する会社については、届出のみで子会社として保有することができる。（民営化法第 111 条第 8 項）

- 新たな事業分野の開拓に資する事業を行う会社であって、設立から一定期間経過していない新しい会社であることや資本金・従業員数などの面で規模が小さいことなどの条件を満たすもの。

営業所の設置等の届出等（民営化法第112条）

* 民営化法第112条第1項

第百十二条 郵便貯金銀行は、支店その他の営業所の設置、種類の変更若しくは廃止又は本邦における支店その他の営業所の位置の変更（本店の位置の変更を含む。）をしようとするときは、内閣府令・総務省令で定める場合を除き、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

■ 郵便貯金銀行が、届出を要せず、営業所の設置等が行える場合は、以下の通り。

郵便貯金銀行の営業所の設置状況等を的確に把握することができるよう、以下に掲げる軽微な場合を除き、事前の届出を求めることとする。

出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の設置又は廃止をする場合
増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）
上記に規定する位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合
本邦における出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の位置の変更をする場合

○ 郵便貯金銀行の営業所の設置等に係る届出について（全体像）

	設置	種類の変更	廃止	位置の変更（注1）
本店				届出*（注2）
支店	届出	届出	届出	届出*
出張所（下記以外）	届出	届出	届出	届出*
出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る）	—	届出	—	—

（注1）位置の変更については、国内の営業所のみが対象（外国の営業所は対象外）。

（注2）*印を付しているもののうち、増改築その他のやむを得ない理由により営業所の位置の変更をする場合（変更前の位置に復することが明らかな場合に限る。）やこの位置の変更に係る営業所を変更前の位置に復する場合は、届出は必要ない。

業務報告書等（民営化法第 1 1 6 条）

- 郵便貯金銀行が提出しなければならない業務報告書等の記載事項、提出時期等を規定。

郵便貯金銀行に対する民営化法上の業務範囲規制等を解除するための主務大臣の認可等にあたり、民営化法第 1 0 5 条等において、勘案することが求められている事項を適切に把握できるよう、以下に掲げる報告書を求めることとする。

勘案事項

他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかどうか。

報告書の種類	書類の種類	提出時期
中間業務報告書	中間事業概況書、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の 9 月 3 0 日を経過後 3 月以内
業務報告書	事業概況書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書	事業年度経過後 3 月以内
中間業務報告書（連結）	中間事業概況書、中間連結財務諸表	当該事業年度の 9 月 3 0 日を経過後 3 月以内
業務報告書（連結）	事業概況書、連結財務諸表	事業年度経過後 3 月以内

郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所の設置状況を含む。

届出事項（民営化法第 1 2 0 条）

* 民営化法第 1 2 0 条第 1 項

第百二十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

郵便貯金銀行に対する民営化法上の業務範囲規制等を解除するための主務大臣の認可等にあたり、民営化法第 1 0 5 条等において、勘案することが求められている事項を適切に把握できるよう、以下に掲げる場合に該当するときは、届出を求めることとする。

勘案事項

他の金融機関等との競争関係に影響を及ぼす事情や郵便貯金銀行の経営状況を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないかどうか。

■ 郵便貯金銀行が受けた場合に、届出を要する処分を規定。

1	銀行法第 7 条第 1 項の規定による認可（取締役等の兼職の制限）
2	銀行法第 1 3 条第 1 項（大口信用供与規制）、同法第 1 3 条第 2 項（連結ベースの大口信用供与規制）、同法第 1 3 条の 2（特定関係者との間の取引等）、同法第 1 6 条の 3 第 2 項（銀行等による議決権の取得等の制限）の規定による承認
3	銀行法第 2 7 条、同法第 2 8 条（免許の取消し等）、同法第 2 9 条（資産の国内保有）の規定による処分
4	預金保険法第 1 0 2 条の規定による認定（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

- 民営化法第 120 条第 1 号から第 7 号までに規定する場合のほかに、届出を要する場合を規定。

1	定款を変更した場合
2	新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合
3	郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員会の委員）の就任又は退任があった場合
4	郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があった場合
5	銀行法第 10 条第 2 項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容を変更しようとする場合
6	銀行法第 2 条第 14 項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を変更しようとする場合
7	銀行法第 10 条第 2 項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了しようとする場合
8	銀行法施行規則第 17 条の 4 第 1 項各号に掲げる事由により他の会社（民営化法第 120 条第 1 項第 2 号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合
9	郵便貯金銀行がその子会社の議決権を取得し、又は保有した場合
10	郵便貯金銀行の子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所の位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（民営化法第 120 条第 1 項第 3 号に掲げる場合を除く。）
11	郵便貯金銀行又はその子会社が、銀行法施行規則第 17 条の 6 第 1 項各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合
12	郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合
13	郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

14	銀行法施行規則第14条の4又は第14条の12各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。以下「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合
15	郵便貯金銀行の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合
16	郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する会社（郵便貯金銀行の子会社及び外国の会社を除く。）又は郵便貯金銀行の特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合
17	外国において設置した駐在員事務所を廃止した場合
18	外国において郵便貯金銀行の業務に関連を有する業務を行う施設（駐在員事務所を除く。）を設置しようとする場合又は当該施設を廃止した場合
19	劣後特約付金銭消費貸借による借入れをしようとする場合又は劣後特約付社債を発行しようとする場合
20	劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合又は劣後特約付社債について期限前償還をしようとする場合（期限のないものについて弁済又は償還をしようとする場合を含む。）
21	会社法第156条第1項（同法第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合
22	不祥事件が発生したことを知った場合
23	資本準備金又は利益準備金の額を減少しようとする場合
24	郵便貯金銀行が銀行法第20条第1項又は第2項及び同法第21条第1項又は第2項の規定により作成した書類について縦覧を開始した場合
25	解散前の公社において行うことができるものとされていた業務のうち、銀行法第10条第2項に規定するその他の銀行業に付随する業務に該当する業務（郵便貯金銀行が営む業務として民営化法第166条第1項に規定する承継計画において定められたものを除く。）を行おうとする場合